

二次医療圏の設定

R05.06.08 令和5年度第1回佐賀県医療審議会地域医療対策部会

二次医療圏について

〔医療法上の位置づけ〕

地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるもの（医療法施行規則第30条の29）。

〔見直しの視点〕（厚労省医政局長通知）

- 人口規模が20万人未満
- 二次医療圏内の推計流入患者割合が20%未満
- // の推計流出患者割合が20%以上

医療圏	人口	流入 (H29患者調査)	流出 (H29患者調査)
佐賀県	811,442	20.0	18.0
中部	342,893	<u>16.3</u>	11.5
東部	<u>126,243</u>	41.7	<u>30.0</u>
北部	<u>122,982</u>	<u>5.6</u>	12.9
西部	<u>71,639</u>	<u>18.7</u>	<u>33.0</u>
南部	<u>147,685</u>	20.8	17.4

- 地域医療支援病院である伊万里有田共立病院が地域完結型医療の実現のために、その役割を果たしていること
- 生活圏が一体となっていること
- 5疾病・5事業について、一般的な入院医療を概ね医療圏内で提供できていること



- 第8次計画においては、二次医療圏を現行どおりとしたい。
- なお、5疾病・5事業ごとの医療圏については、二次医療圏で対応が困難な場合、個々の医療圏を設定することとしたい。

【伊万里有田共立病院の医療機能】

- 地域がん診療病院として指定予定
- 脳卒中の専門的医療を包括的に行う機関
- 糖尿病基幹病院
- 災害拠点病院
- 救急受入1,012人（R3年度）、1,133（R4年度）

【西部医療圏の医療提供体制】

- 5疾病・5事業等に係る医療提供体制のアンケートにおいて医療提供体制が一定程度あることを確認
 - [がん]
 - ・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肝がんについて専門的な診療機能を持つ医療機能、緩和ケア医療機能を持つ医療機関が一定数確保
 - [脳卒中]
 - ・専門的医療を包括的に行う医療機関（2）、回復期（6）・維持期（14）の医療機能を持つ医療機関が一定数確保
 - [心血管疾患]
 - ・専門的医療を行う医療機関（1）、回復期（11）、維持期（22）の医療機能を持つ医療機関が一定数確保
 - [糖尿病]
 - ・専門治療（3）、眼科（4）、透析（3）、血管病変（12）に対応できる医療機関が一定数確保

【手持ち資料】 西部医療圏の現状

〔精神疾患〕

- ・ 地域精神医療提供機能の16領域のうち14領域（災害精神医療、医療観察法における対象者への医療を除く）に対応できる医療機関が確保

〔救急医療〕

- ・ 入院救急機能、初期救急機能を持つ医療機関が一定数確保

〔周産期医療〕

- ・ 正常分娩に対応可能な医療機関が一定数存在（東部2 < 西部3）

〔小児医療〕…北部＋西部で二次医療圏を構成

〔在宅医療〕

- ・ 在宅療養支援診療所 6 在宅療養支援病院 2